

令和5年12月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和5年12月18日（月） 午後3時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教育長	村田明彦
	教育長職務代理者	奥野貞一
	委員	多田謙司
	委員	新熊和彦

・説明者	教育監	堂山浩三
	学校教育部長兼食育・給食課長	森井克則
	生涯学習部長兼生涯学習課長	田中直明
	兼市民大学事務長	
	学校教育部長理事	黒木 悟
	学校教育課長	伊藤 圭

・事務局	教育政策課長	寺元麻子
	教育政策課課長補佐	萬田正英

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

日程第3 議案第42号

令和5年度羽曳野市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会関係）（案）について

日程第 4 議案第 43 号
地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告に
ついて

日程第 5 報告第 15 号
後援名義の使用許可について

日程第 6 その他
・ 日程調整など

開会：午後 3 時 5 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 12 月 1 日に、校長会が行われました。
- (2) 12 月 4 日に、教頭会が行われました。
- (3) 12 月 10 日に、第 63 回はびきの市民マラソンが行われました。
- (4) 12 月 13 日に、園長会が行われました。
- (5) 12 月 16 日に、市こ連写生会[※]スターコンクール表彰式が行われました。

日程第 3 議案第 42 号

令和 5 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 10 号）（教育委員会
関係）（案）について

《教育長》

事務局の各課より説明をお願いします。

全ての説明終了後、一括して質問をお受けいたしたいと思いますのでよろしく
お願いいたします。では、教育政策課長よりお願いします。

《教育政策課長》

議案第 42 号、12 月定例市議会に追加議案として提出することとなりました、補
正予算について説明をさせていただきます。

お手元の添付資料、令和 5 年度 一般会計補正予算（第 10 号）（案）教育委員
会関係（案）をご覧ください。

一番上段の教育政策課と次世代育成課は、同事業の補正となりますので、併せ
て説明をさせていただきます。

補正する事業は、学校施設等 L E D 化推進事業です。国では令和 12 年末までに
照明機器を 100% L E D 化することを目標と示しており、すでに蛍光灯や水銀灯

などは、国産メーカーの生産が中止されています。

このような事態を受けまして、学校施設におきましてもＬＥＤ化を進めてく必要があります、この度、令和５年度から６年度に掛けて学校施設等の一部となりますが予算措置の上、ＬＥＤ化を進めて行こうとするものです。

議会で議決をいただいた後、予定では、今年度内に入札により決定した業者と契約し、令和６年度中に照明機器をＬＥＤに順次更新いたします。このため令和５年度の補正額は０円、令和６年度に債務負担額１億１,０００万円計上しております。

なお、設置は、全小中学校の普通教室、学童教室、職員室、保健室等の管理諸室、外灯など使用頻度の高い教室、部屋を優先的に進めることで消費電力、温室効果ガス排出量の抑制が図られ、については、高騰する電気料金の負担減が見込まれることとなります。

説明は以上です。

《学校教育課長》

会計年度任用職員の実績払いによる報酬についての補正予算となります。

人事勧告に伴う給与改定により、令和５年４月から遡って会計年度任用職員的大幅な賃金改定となるため、学校教育課で報酬の支払をしている小学校費の肢体不自由児介助員報酬及び中学校費の肢体不自由児介助員報酬が不足する見込みであることから、不足が見込まれる金額につきまして、補正予算を計上しております。

説明は以上です。

《学校教育部長》

食育・給食課及び青少年児童センターでは、現在、市立青少年児童センター敷地とこれに隣接する青少年運動広場敷地に、新たに学校給食センターと青少年児童センターを複合施設として新築する学校給食センター等複合施設整備事業を進めています。

今年度は、令和５年２月に策定された基本計画に基づき、令和８年４月の運用開始に向け、基本設計等の策定を行ってまいりました。

令和５年２月の「基本計画」では、本整備事業に係る設計や施工管理、建築工事等について、令和５年度から令和７年度の３か年で３８億８,４３０万円と見込み、債務負担行為を組んでいました。しかしながら今年度、基本設計を進めるなかで建築資材や設備関連、人件費等の高騰により費用が大幅に増額となることが判明したため、今回、債務負担行為額の変更を行うものです。

詳細としましては、別紙記載のとおり令和５年度から令和７年度の３か年の債務負担行為額を１１億１,４１０万円追加し、上限額を４９億７,８００万円とするため、一般会計補正予算（第１０号）において、議案として提出するものです。

説明は以上です。

《新熊委員》

一つ目の補正予算ですが、これは、国が令和 12 年末までに L E D 化に 100% しなければいけないという事で補助金等がありますか。

もう一点、買い替え時期は、どれくらいの年数を見込んでいますか。

《教育政策課長》

国からの補助金は、工事費に対して補助されます。しかし、工事で行いますと高額となるため、今回は、物品購入で整備を行い有利な形で進めようと考えています。

買い替え時期につきましては、使用頻度にもよると思いますが約 10 年を見込んでいます。

《多田委員》

給食センターの予算ですが、すごい上がり様ですね。これだけ上がるのですか。

《学校教育部長》

令和 2 年に策定された基本計画の時から建築資材につきましては、1.2 倍から 1.3 倍になっています。設備に関しては、約 1.5 倍になっています。

人材確保も難しく手当等を高くしないと確保できない状況であると聞いています。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 4 議案第 43 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

- 教育政策課長より、地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

議案第 42 号、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分し同条第 2 項の規定により、議会に報告する事案についてご説明をさせていただきます。

令和 5 年 10 月 23 日午前 11 時頃、埴生南小学校におきまして、校庭の草刈り時に石が飛びフェンスを越え、隣接する駐車場に駐車していた軽自動車の後部ガラスにあたり破損した事故です。

この件につきまして、市は相手方に対し損害賠償金を 208,824 円の支払いと和

解する専決処分を令和 5 年 11 月 24 日に市長が行ったことから 12 月定例市議会にて報告を行うものです。

説明は以上です。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 5 報告第 15 号

後援名義の使用許可について

- 教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの、1 件の報告になります。

専決日は 12 月 15 日、団体名は、第 25 回大阪保育子育て人権研究集会実行委員会、事業名は、第 25 回 大阪保育子育て人権研究集会です。

説明は以上です。

日程第 6 その他

- (1) 学校教育課長より、小規模特認校の募集結果について報告がありました。
- (2) 次世代育成課長より、20 歳の集いについて説明がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 1 月定例教育委員会議を、1 月 23 日（火）に予定すること通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午後 3 時 40 分